⑷　Fulfillment period : From contract date Through 31 May 2021
⑸　Fulfillment place : To be specified later
⑹　Time limit for tender : 10 : 30 AM 7 January 2020
⑺　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualified through the examination of qualifications by JAPAN POST BANK Co., Ltd. for participating in tenders for manufacturing or purchasing equipment.
⑻　Contact Point for the notice : Hirohito Itou, General Affairs Department, Corporate Administration Division, JAPAN POST BANK Co., Ltd. Otemachi Place Westtower 2―3―1 Otemachi Chiyoda-ku Tokyo 100―8793, Japan. TEL 03―3477―1710

入札公告の訂正

令和元年11月13日
独立行政法人日本スポーツ振興センター
契約担当役　理事長　大東　和美

◎調達機関番号　576　◎所在地番号　13

1　掲載日　令和元年10月31日（号外政府調達第122号・10ページ）
2　訂正内容
3　競争参加資格中、「⑶　一般財団法人日本情報経済社会推進協会（ＪＩＰＤＥＣ）及びその指定機関が使用を許諾する「プライバシーマーク」及び国際標準規格ＩＳＯ／ＩＥＣ27001を取得していること。⑷　国、都道府県・市区町村等の地方自治体又は独立行政法人日本スポーツ振興センターからのＳＮＳ相談窓口の受託実績を、１件以上有していること。」を追記します。

入札公告の訂正

令和元年11月13日
独立行政法人日本スポーツ振興センター
契約担当役　理事長　大東　和美

◎調達機関番号　576　◎所在地番号　13

1　掲載日　令和元年10月30日（号外政府調達第121号・８ページ）
2　訂正内容
2　競争参加資格⑴中、「（令和15年度規程第49号）」を「（平成15年度規程第49号）」に訂正します。
4　その他⑸中、「ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程第15条第２項に基づいて作成された基準価格を下回った入札価格によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、合計点が次に高い者を落札者とする。」を削除します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和元年11月13日
（契約責任者）
西日本高速道路株式会社　関西支社
支社長　永田　順宏

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27

○第41号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　湯浅御坊道路　日高川舗装工事（不落札協議対象・電子入札対象）
⑶　工事場所　自）和歌山県有田郡広川町大字上津木
至）和歌山県御坊市野口
⑷　工事内容　本工事は、湯浅御坊道路４車線化事業（有田ＩＣ～御坊ＩＣ）の広川ＩＣ～御坊ＩＣ間に係る舗装工事である。
⑸　工事概算数量
工事延長　8,614m
アスファルト舗装面積　約6.1万㎡
交通安全施設工　１式
交通管理施設工　１式
交通規制工　１式
⑹　工期　契約締結日の翌日から810日間
⑺　使用する主要な資機材
アスファルト合材　約31,700ｔ
ガードレール　約9,500m
⑻　本工事は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお、電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。
⑼　本工事は、「企業の基礎的な技術力」及び「企業の高度な技術力」として入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）又はそのうちあらかじめ指定する部分（以下「標準案」という。）に係る具体的な施工計画その他の提案（以下「技術提案」という。）について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。
⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑾　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑿　紙入札方式の場合⑾の単価表は原則として電磁的記録媒体（ＣＤ―Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。
⒀　本工事は、総価単価契約の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、変更契約等における協議の円滑化を図るため、落札決定から契約締結までの間に発注者及び落札者が協議を行って、総価契約の内訳として項目ごとの金額（以下「単価」という。）を合意することとする。
総価単価契約の実施にあたっては、単価を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとするが、落札者が希望した場合及び協議開始から14日以内に単価個別合意方式による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）により行うものとする。
⒁　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費　労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
労務管理費　募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
⒂　本工事は不落札協議の対象工事であり、落札者がいないとき又は再度の入札、不落札後の随意契約に付しても落札者がいないときに、当該入札手続が終了した旨を明らかにした上で、入札参加者に対して協議を要請する場合がある。
不落札協議は、不落札となった工事の単価、歩掛り、施行方法その他の技術的事項について、入札時において提出された単価表その他会社が求める資料に基づき会社・入札参加者の双方が確認するものである。
⒃　本工事は、入札前価格見積方式の対象工事である。入札前価格見積方式とは、金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、この工事の入札に参加を希望する者から競争参加資格等確認申請と併せて見積書の提出を求め、見積書提出後、西日本高速道路株式会社にて、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて審査を行い、必要に応じ入札者と見積書の内容の確認（以下「技術確認」という。）を行い、その結果に基づき、最も適正な価格であると認めた価格を活用して契約制限価格の設定を行う方式をいう。